

～仙台市民のみなさまへ～



宅地などの浸水被害軽減のために 止水板等設置工事費補助制度をご活用ください。

近年、市内各地において局地的な大雨や 1 時間に 50mm 以上の非常に激しい雨がたびたび発生しています。このような大雨は、下水道の整備水準を超える雨であるため、行政の力だけで浸水被害を防ぐことは困難な状況になっています。

そこで、建物等への浸水被害を軽減するために、止水板等の施設を設置される市民のみなさまに対し、補助金を交付する制度を平成 28 年 4 月に運用を開始しました。

大雨による浸水被害にお困りで、止水板等の設置をお考えの方は、ぜひ、事前に窓口へご相談下さい。なお、年度の予算が無くなり次第、申請を締め切りますので、ご了承願います。

補助金交付対象者

仙台市下水道事業計画区域（雨水）のうち、過去に浸水被害が発生し、現に居住者が住んでいる住宅、マンション等（これらに附属する駐車場を含む）を所有している方となります。

補助対象施設

止水板等の設置及びその設置に伴う関連工事を対象とします。止水板等については、敷地や建物内に雨水が入らないようにする施設を対象とします。

補助金額

補助金の額は、止水板等の設置工事費総額の 2 分の 1 とし、50 万円を限度とします。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を補助します。

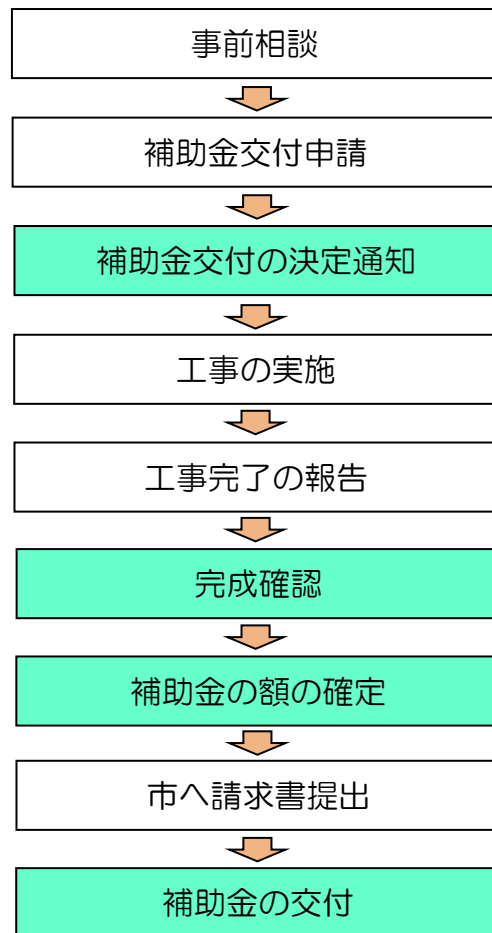
設置事例



補助対象とならない方

- 要綱施行日以降に検査済証を受けた建物等に止水板等の施設を設置する方
- 売買等を目的とした建物等に止水板等の施設を設置する方
- 仮設の住宅に止水板等の施設等を設置する方
- 市税を滞納している方
- 暴力団等との関係を有している方
- その他市長が補助金の交付を不適当と認めた方

手続きの流れ



※ は、市で行うもの。

ご注意

必ず工事実施前に申請してください。
申請前に施工した場合は、補助の対象になりません。

補助金制度に関するお問い合わせ

- 仙台市下水道北管理センター（青葉区内、泉区内に止水板等を設置される方）
仙台市泉区上谷刈字沼下1
TEL 022-373-0902 Fax 022-373-7124
- 仙台市下水道南管理センター（宮城野区内、若林区内、太白区内に止水板等を設置される方）
仙台市太白区郡山字上野4-1
TEL 022-746-5061 Fax 022-308-0360